



山梨県民信用組合

皆様のベストパートナーをめざして



山梨県民信用組合

2014
ディスクロージャー



ごあいさつ

皆様には、平素より山梨県民信用組合に対しまして、格別なご高配を賜り、心より厚く御礼申し上げます。ここに、私ども山梨県民信用組合の現況をよりご理解いただくために、平成25年度決算期（平成26年3月期）における事業内容を収めた『2014ディスクロージャー』誌を作成いたしましたので、ご高覧賜りたいと存じます。

平成25年度の業績につきましては、「第2次経営強化計画」に基づく各種施策の推進に役職員一丸となって取組み、平成25年度決算において2期連続の黒字を計上する運びとなりました。これも、ひとえに当組合とお取引頂いている全てのお客様のご支援の賜物であり、感謝を申し上げる次第であります。

山梨県の経済は、全体として緩やかな回復基調にあると考えておりますが、中小規模事業者の経営環境は依然として厳しい状況が続いており、人口の減少、少子高齢化の進行等、先行きに対する不透明感が増しております。

私どもといたしましては、こうした時期にこそ、信用組合としての存在意義を十分に発揮できると考え、新事業への展開や創業支援、中小規模事業者に対する経営改善や事業再生への取組みや事業承継へのサポートに積極的に取り組んでまいります。

また、「地元の金融機関」として、地域経済の活性化や様々な地域産業の振興や発展へのサポート、中小規模事業者に対するネットワークの構築にも取り組んでまいります。

引き続き、地域に密着した「ベストパートナー」として、お客様とともに、また、地域とともに発展していく信用組合の原点に回帰した経営を目指しておりますので、今後とも何とぞ変わらぬ、ご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年7月

理事長　廣瀬　正文

経営理念

1. 地域社会の健全な発展と持続に貢献
1. 健全かつ信頼される組合経営の構築

経営方針

1. 法令等遵守態勢、内部管理態勢の整備・強化
1. 経営力、組織力の強化
1. 健全経営の維持・確保

当組合の概要（平成26年3月31日現在）

◇ 設立	昭和28年4月	◇ 組合員数	120,507人
◇ 本部	甲府市相生一丁目2番34号 TEL(055) 228-5151	◇ 出資金	42,501百万円
◇ 本店営業部	甲府市相生一丁目2番34号 TEL(055) 220-7800	◇ 預金	372,750百万円
◇ 店舗数	40店舗	◇ 貸出金	294,960百万円
□ ホームページ・アドレス http://www.yamanashikenmin.shinkumi.jp			◇ 常勤役職員数 488人

▶ 地域貢献への取組みについて

当組合では、経営理念において「地域社会の健全な発展と持続に貢献」と定めております。

当組合は本業である金融業務において、地域の皆様からお預かりした大切なご預金を、地域で資金を必要としているお客様にご融資するなどの形で地元に還元し、地域の皆様の生活及び地域経済の活性化・発展に寄与するため、お互いに助け合いながら共に発展するという信用組合の精神である相互扶助を基本理念とする協同組織金融機関です。

地域金融機関の地域活性化及び再生に向けた取組みは、ますます重要性を増してきております。地域の皆様の期待にお応えするため、役職員一同一生懸命努力を重ね、お客様に信頼される信用組合であり続けたいと考えております。

うさけん



うさみん



豊かな生活、地域の発展

お客さま・組合員の皆さん

預金・積金・出資金

融資金

① 当組合では、地域のお客様から大切な財産をお預けいただけるよう、各種の預金・積金をご用意しております。

また、パソコンあるいは携帯電話を使用したインターネット・モバイルバンキングサービスによるお取扱いもご用意しております。

② お客様からお預けいただいた資金を、地域の皆様への円滑な資金供給（融資）という形で地域に還元し、地域経済の活性化と発展に貢献できるよう事業を推進しております。

また、地域の中小企業および個人のお客様の様々な資金ニーズにお応えするため、各種の商品を用意しております。

山梨県民信用組合

地域への貢献

相談・支援

◆ 相談活動

●総合相談センター『パートナーズ』の活動

総合相談センターは平成21年10月に開設以来、これまで多くの相談を受け賜りました。ビジネスマッチング、事業承継、経営改善など中小企業者向け各種事業の相談をはじめ、昨年度におきましては、太陽光発電事業関連の融資相談を多数受け、既に事業を開始されたお客様もあります。

また、平成26年度中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業における専門家派遣支援にも取組んでいるほか、各種補助金の申請などのご相談も応じております。

当センターが順次各営業店を巡回する「出張相談所」を原則毎週木曜日に開設しているほか、休日相談会も定期的に開催しておりますので、お気軽にご相談いただければ幸いです。

◆ 社会的・文化的地域貢献活動

●地域行事への参加・協賛、イベント等の開催

当組合では、各地域の行事に積極的に参加・協賛するなど地域に密着した活動を行っております。平成25年度も、「中小企業組合まつり」や、「甲府大好きまつり」のダンスパレードなど、各地域主催のイベントへ参加しました。

また、例年行っています富士山周辺の清掃活動では、10周年記念行事として大規模に実施し、職員・家族総勢341名が参加しました。

このほか、各地において、バレーボール、ゲートボール大会等を開催するなど、これからも地域のみなさまのご期待にお応えする活動を行いたいと考えております。

●「しんくみの日」週間（9月1日～7日）の社会貢献活動

《各店舗周辺の公共施設等清掃活動》

平成25年9月6日（金）に実施した本店営業部・本部職員による甲府駅前・平和通りの歩道および歩道橋の清掃をはじめ、各店舗とも平成25年9月1日～7日に掛けて、営業店周辺の公園・歩道・歩道橋・公共施設等の清掃活動を実施し、482名の役職員が参加しました。

《献血運動》

平成25年8月～9月の二ヶ月間にわたり、営業店への献血車配置（4店舗）や献血ルーム・市町村等の主催による献血活動などに役職員および組合員合計175名が参加しました。

なお、当組合では社会貢献の一環として、献血活動を広く皆様に知っていたくために、厚生労働省が推進している「献血サポーター」活動に参加しています。

●しんくみピーターパンカードを通じた社会貢献

当組合では、信用組合業界の社会貢献施策の一つとして、「難病や障害を持つ子供とその家族の支援及び健全育成」に取組まれている団体に対し、当組合で取扱いしている「しんくみピーターパンカード」の利用による寄付金をお贈りしております。これまで平成16年から延べ19先団体に寄付金をお贈りし、平成25年度においては、二つの団体に総額677千円余りをお贈りいたしました。

今後も「しんくみピーターパンカード」をより多くの方にご案内するとともに、同カードを通じた社会貢献活動を行ってまいります。



甲府大好きまつり



寄付金の贈呈

◆ 年金活動

当組合では年金取引先のお客様に対しまして、これまで以上にきめ細やかな対応をさせていただくため9名の年金レディを配属しております。今後も順次、年金レディの配属店舗を増やし、年金取引先のお客様により一層のご満足をいただけるよう取組んでいきたいと考えております。

平成25年6月の「けんみん信組年金友の会」定期総会では、総会終了後に「山本譲二さん」の歌謡ショーを楽しんでいただきました。

また、平成26年6月には6,574名の会員の皆様のご参加により合併10周年記念総会を盛大に開催し、総会終了後には「細川たかしさん・長山洋子さん」の歌謡ショーを堪能していただきました。

年金友の会会員の皆様には、定期総会をはじめ、親睦旅行、ゲートボール大会など、会員の皆様に喜んでいただける各種イベントを、今後も継続的に企画してまいりますので、奮ってご参加くださいますようお願い申し上げます。

※当組合で公的年金のお受取りをご予約されたお客様には、年金請求予定時にお手続きのご案内をいたします。

また、ご予約されたお客様には、プレゼントをご用意しております。

※当組合で公的年金をお受取りのお客様への主なサービス

- ・お誕生日にプレゼントを進呈
- ・定期預金の金利優遇 …… 金利優遇の定期預金をご利用いただけます。
- ・消費者ローン・カードローンの金利優遇 …… 同居のご家族を含め、消費者ローン・カードローンの金利を優遇しております。

年金お受取先数	37,535先(平成26年3月末)
---------	-------------------

※平成26年4月の公的年金取扱件数は信用組合業界で全国2位です。

●年金に関するご相談について

お客様の年金に関するご相談に対応できるよう、営業担当職員は年金アドバイザー検定試験の資格取得等により年金知識の習得に努めております。

また、本部の年金アドバイザーがフリーダイヤル **0120-487-652** により「年金のお問合せ」に応じておりますので、お気軽にご相談ください。

「地域密着型金融」の取組み

当組合では、「地域密着型金融」を恒久的かつ日常的な取組みと位置付け、「ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化」・「中小企業に適した資金供給手法の徹底」・「持続可能な地域経済への貢献」等の取組みを推進しております。信用組合の「強み」である地域社会に密着した営業活動を生かし、事業者の事業の発展・再生に対する支援態勢の強化に取組むとともに、地域の利用者の利便性の向上に努めています。

経営改善支援の取組み実績

【25年4月～26年3月】

(単位：先数)

	期初債務者数 A	うち経営改善支援取組み先数 α	α のうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β	α のうち期末に債務者区分が変化しなかった先数 γ	α のうち再生計画を策定した先数 δ	経営改善支援取組み率		
						$= \alpha / A$	$= \beta / \alpha$	$= \delta / \alpha$
正常先 ①	4,751	21		14	0	0.4%		—
要注 うちその他要注意先 ②	379	115	2	107	6	30.3%	1.7%	5.2%
意先 うち要管理先 ③	8	0	0	0	0	0.0%	—	—
破綻懸念先 ④	207	37	8	23	4	17.9%	21.6%	10.8%
実質破綻先 ⑤	636	5	1	3	1	0.8%	20.0%	20.0%
破綻先 ⑥	257	0	0	0	0	0.0%	—	—
小計(②～⑥の計)	1,487	157	11	133	11	10.6%	7.0%	7.0%
合計	6,238	178	11	147	11	2.9%	6.2%	6.2%



年金友の会総会

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況

1. 中小規模事業者の経営支援に関する取組方針

当組合は、「地域社会の健全な発展と持続に貢献」を経営理念の一つとし、地域のお客様に対する信用供与の維持・拡大、および経営改善への取組みなど、地域の皆様への支援に積極的に取組んでおります。今後とも、お客様からのご相談に積極的に応じるなど、金融の円滑化に向けた取組みを持続・強化してまいります。

2. 中小規模事業者の経営支援に関する態勢整備

(1) 「金融円滑化推進部会」の設置(情報、対応状況等の管理)

(2) 専担部署の設置

- ・「総合相談センター」………… コンサルティング機能発揮のための拠点（事業者向け経営相談〈事業再生改善等経営相談、情報提供、専門家の紹介等〉、営業店が収集したビジネスマッチング情報の集約およびフィードバック、営業店相談窓口のサポート等）
- ・「企業支援部」…………… お取引先の経営改善・早期事業再生支援
- ・「経営改善サポート室」…… お取引先の経営改善・コンサルティング業務に特化

(3) 「お客様相談窓口」の設置

◆受付時間

○各営業店 …… 平日 午前 9 時～午後 3 時 〈休業日を除く〉(予約で午後 8 時まで利用可能)

○総合相談センター(パートナーズ) …… 平日 午前 9 時～午後 5 時 30 分 〈休業日を除く〉
(予約で午後 8 時まで利用可能)

相談フリーダイヤル：0120-732-711

3. 中小規模事業者の経営支援に関する取組状況

(1) 創業・新規事業開拓支援

当組合では、新たな技術の種を創生する大学等の研究機関、企業、官庁が連携し、ニュービジネスの創出・育成や企業が抱える技術的な課題を解決していくという産学官連携の取組みを進めており、当組合職員25名が地元大学から客員社会連携コーディネータとして任命を受け、定期的にミーティングに参加しております。また、議題として案件を提示して、大学教授・講師、および各機関のコーディネータの方々に討議していただくなど、お客様の課題を解決する支援を行っております。

(2) 成長段階における支援

当組合では、お客様への支援取組みの一つとして、ビジネスマッチング情報のデータベースを構築し、お取引先の売りたい・買いたい情報を集約し、お取引先同士のマッチングに取組んでおります。

また、担保・保証に過度に依存しない融資促進として、動産や売掛債権を担保とした融資を推進しております。お取引先の資金繰りの円滑化にも資するものであるとの認識から、今後も積極的に取組んでまいります。

(3) 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

当組合では、経営改善の可能性が高いと認められるお取引先に対しては、所管部署である「企業支援部」が中心となり、きめ細かな経営改善支援及び早期事業再生支援に積極的に取組んでおります。

さらに、経営改善・コンサルティング業務に関しては「経営改善サポート室」を中心にして経営改善支援に取組んでおります。

また、当組合は、「中小企業経営力強化支援法」に基づき新たに創設された「経営革新等支援機関」に認定されるなど、これら国等の制度を活用し、事業者の経営分析や事業計画の策定、各種専門家の紹介・派遣などを通じて、地域社会の活性化に取組んでおります。

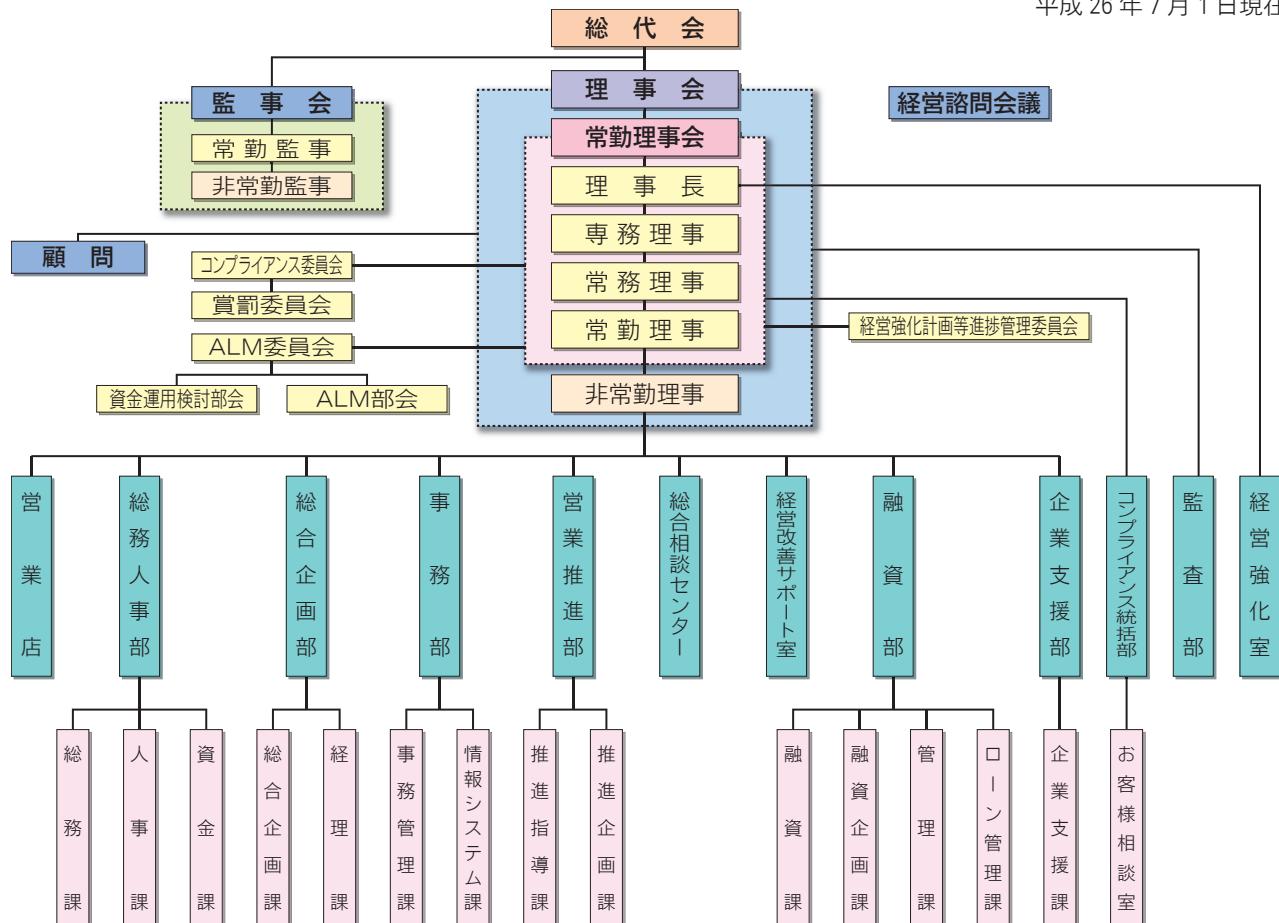
(4) 成長が見込める分野への取組み

農業、医療介護、環境関連は市場拡大が期待される分野であり、地域経済の活性化に資するものであるとの認識から商品の開発を行い、お客様のご要望にお応えしております。



組織図

平成 26 年 7 月 1 日現在



◇当組合では、経営の客観性・透明性を確保し、ガバナンスを強化することを目的に、外部有識者による経営諮問会議を設け、経営全般について助言・提言をいただいております。

役員一覧 (平成26年7月1日現在)

常勤	理 事 長	廣瀬 正彦	文平 彦孝	正久人
常勤	専務理事	田代 晋昭	彦孝	正久人
常勤	常務理事	望月 昭文	彦孝	正久人
常勤	常務理事	西野 昭文	彦孝	正久人
常勤	理 事 長	齊藤 正久人	彦孝	正久人
常勤	理 事 長	伊藤 明直	彦孝	正久人
非常勤	理 事 長	秋山 勉	雄茂	正彦
非常勤	理 事 長	天野 辰雄	茂雄	正彦
非常勤	理 事 長	齋藤 良正	雄	正彦
非常勤	理 事 長	志村 良正	雄	正彦
員外監事	長谷川 正彦	良正	雄	正彦
員外監事	佐々木 純	正彦	正彦	正彦
員外監事	中込 正	正	正	正

沿革

昭和 28 年 5 月	甲府中央信用組合として、甲府市相生町 53 番地にて営業開始
昭和 33 年 12 月	甲府市相生町 53 番地より、甲府市桜町 13 番地に事務所移転
昭和 60 年 8 月	信組共同センターに加入
平成 15 年 1 月	峡南信用組合と合併し営業開始
平成 16 年 2 月	谷村信用組合、美駒信用組合及びやまなみ信用組合と合併し、山梨県民信用組合として営業開始
平成 20 年 11 月	本店営業部が甲府市中央一丁目 18 番 6 号から甲府市相生一丁目 2 番 34 号に移転
平成 21 年 9 月	「経営強化計画」発表
平成 21 年 10 月	総合相談センター『パートナーズ』を甲府市中央一丁目 18 番 6 号に開設
平成 24 年 6 月	廣瀬正文理事長就任
平成 24 年 8 月	第 2 次「経営強化計画」発表

◇当組合は、職員出身者以外の理事の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

▶ コンプライアンス（法令等遵守）態勢

コンプライアンス（法令等遵守）とは、企業倫理を確立し、法令をはじめ当組合内の諸規程、社会的規範および一般的に求められるルールやモラルを遵守することです。経営の健全性を高め、社会からの搖るぎない信用・信頼を得るうえで不可欠なものであり、社会的責任と公共的使命の高い金融機関の役職員として、法令等の遵守はもちろんのこと、高い倫理観と常識を要求されていることを常に念頭において、良識ある行動をとらなければならないと考えております。

このため、当組合は法令等遵守態勢の整備・強化を経営方針の最重要課題の一つとして位置づけ、コンプライアンス体制を円滑に機能させるため、本部に統括部署、営業店および本部各部にコンプライアンス担当者を配置しております。また、年度ごとにコンプライアンス・プログラム（推進計画）を策定し、態勢の整備・強化に向け、推進計画の実行、結果の検証、改善策の実施を繰り返すことにより、実効性のある実践に努めております。

平成25年度においては、職員がコンプライアンスを常に心掛ける組織風土を醸成し、強固な法令等遵守態勢の構築による自浄能力の強化を目的にコンプライアンス担当者連絡協議会を開催し、営業店臨店ヒアリングも行いました。さらに事務の統一と厳正な事務処理の徹底を図るため、臨店事務指導や内部監査の強化および内部監査の指摘事項に対する改善状況のフォローアップを行いました。

また、本部各部・全営業店は毎月コンプライアンス・リスク研修会および年2回コンプライアンス理解度確認テストを実施し、さらに外部講師等による研修・セミナー等に積極的に参加しております。全役職員（パートを含む）を対象としたコンプライアンス研修も実施しました。研修会等を通じ、役職員のコンプライアンスに対する意識の醸成・向上を図るとともに、「お客様相談室」での相談等受付、「内部通報制度」の活用等、地元の皆様に一層信頼される金融機関となるよう組織的な態勢整備に取組んでおります。

▶ 適切な事務処理の実践について

1. お客様への集配金業務に関する組合ルールの遵守
 - ・営業係が担当地区を越えて、個人的に集配金等にお伺いすることはいたしません
 - ・営業係以外の職員が、個人的に集配金等にお伺いすることはいたしません
 - ・同じ営業係が3年を超えて同じお客様を担当させていただくことはいたしません
2. お客様からお預かりする重要書類のお取り扱いに関する組合ルールの遵守
 - ・預金証書や通帳等、お客様の大切な書類を理由なく14日を超えてお預かりすることはいたしません
 - ・現金や通帳等をお預かりする場合、預り証を必ず発行いたします
3. お客様と当組合における契約に関する組合ルールの遵守
 - ・ご署名、ご捺印をお客様に代わって職員が行うことは（お客様にやむを得ない事情がある場合を除き）いたしません
 - ・新規個人向けカードローンご利用明細は、必ず郵送させていただきます

当組合は、誠実な業務の遂行を徹底してまいりますが、万一、当組合職員が上記に反し、不適切な業務を行った場合には、お客様にはお手数をおかけいたしますが、下記当組合「お客様相談室」までご連絡いただきたくお願い申し上げます。当組合は、お客様から頂戴したご意見や要望等を真摯に受け止め、迅速に対応・解決を図っております。

《お客様相談室連絡先》フリーダイヤル 0120-117-786（受付時間 平日 午前9:00～午後5:30）

▶ リスク管理態勢について

当組合では、リスク管理を経営の重要な課題と位置づけており、「リスク管理方針」を定め、直面する各種リスクを適切に管理するとともに、経営の健全性の維持と収益力の強化を図るために、管理体制の整備に取り組んでおります。

業務の運営に際して発生する各種リスクについては、それぞれの主管部署で適正な管理に努めています。また、総合企画部が各種リスクについて総体的に捉え一元的に管理する「統合的リスク管理」を行うことにより、自己管理型のリスク管理に努めています。これらのリスクは、定期的に開催される「ALM委員会」に報告し、分析・評価のうえ、必要に応じて改善を図っております。

●統合的リスク管理 …… それぞれのリスク種類毎に計測したリスク量を統合し、そのリスク量を当組合の経営体力（自己資本）と比較・対照することにより、リスク管理を行うこと。

●各種リスク …… 信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーションナルリスク（事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク）。
リスクの内容につきましては、P23～24をご参照ください。

顧客保護等管理態勢について

当組合では、お客さまに安心してお取引いただけるよう「顧客保護等管理方針」を定め、顧客保護に取り組んでおります。

◆顧客説明管理態勢

当組合の商品・サービスをご利用されるお客さまに対し、適切かつ十分な説明をすることで、お客さまからのお信頼に応えることを目的として「顧客説明マニュアル」等を作成し、職員の知識向上とお客さまへのサービス向上に努めています。

また、ご融資取引時等における、保証契約について「経営者保証ガイドライン」を尊重・遵守し、誠実に対応することにより、お客さまとの継続的かつ良好な信頼関係の構築、強化に努めています。

◆顧客情報管理態勢

お客さまの情報を適切に管理するために、「顧客情報管理マニュアル」等を作成し、社内研修に用いるなど顧客情報の管理に努めています。

また、個人情報保護方針（プライバシー・ポリシー）および個人情報保護宣言（プライバシーステートメント）をホームページに常時掲載するとともに、窓口にも掲示することにより公表しております。

◆顧客サポート等管理態勢

「顧客サポート等対応マニュアル」等を整備し、お客さまからのご照会、ご相談、ご要望、苦情及び紛争に対して、迅速、適切な対応を心がけています。

ご意見・ご相談等について

当組合では、お客さまからのご相談、ご意見、および苦情等に関する相談にお応えするため、コンプライアンス統括部内にお客様相談室を設置しております。当組合業務に関してのご相談、ご意見等がございましたら、遠慮なくお申し付けください。

《お客様相談室連絡先》

フリーダイヤル 0120-117-786

受付時間 平日 午前9:00～午後5:30

また、「中小企業等金融円滑化」への取組みとして、中小規模事業者の皆さまおよび住宅ローンをご利用のお客様からの新規融資や貸付条件の変更等に関する苦情相談を受け付ける窓口として、下記専用フリーダイヤルを設置しております。

《金融円滑化への取組み強化に関する苦情相談専用フリーダイヤル》

フリーダイヤル 0120-305-338

受付時間 平日 午前9:00～午後5:30

さらに、当組合の苦情処理措置および紛争解決措置の内容は下記のとおりです。

・苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店またはお客様相談室にお申し出ください。

【窓口：山梨県民信用組合 お客様相談室】 フリーダイヤル 0120-117-786

受付日 月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および当組合の休業日は除く）

受付時間 午前9:00～午後5:30

なお、苦情等対応手続については、営業店掲示ポスターまたは当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.yamanashikenmin.shinkumi.jp>

・紛争解決措置

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日 月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）

受付時間 午前9:00～午後5:00

電話 03-3567-2456

【弁護士会等】

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合お客様相談室、またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。

具体的な内容は仲裁センター等にご照会ください。

総代会について

1. 総代会制度について

総会は「中小企業等協同組合法」、「協同組合による金融事業に関する法律」に定められた決算及び事業計画、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関であります。

信用組合は、組合員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関であり、組合員は出資口数に関係なく、一人1票の議決権を持ち、総会を通じて経営に参加することになりますが、組合員数は非常に多く、総会の開催は事実上不可能であります。また、組合員の総数が法定数（200人）を超える信用組合においては、定款の定めにより総会に代わるべき総代会を設けることが認められており、当組合はこれに該当します。

このため当組合では、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、組合員の中から選出された総代により総代会を運営しております。総代は組合員の代表として、組合員の総意を組合の経営に反映する重要な役割を担っております。通常総代会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集されることになっており、通常、毎年6月に実施しております。

このほか、必要に応じて臨時総代会を開催します。

2. 総代とその選出方法

総代の選出につきましては、当組合の定款および総代選挙規約により実施されます。

(1) 総代の任期・定数

- ・総代の任期は、3年です。
- ・総代の定数は120名以上150名以内で、組合員数に応じて選挙区（6区）ごとに定められています。なお、平成26年7月1日現在の総代数は、148名となっております。

選挙区	第1区	第2区	第3区	第4区	第5区	第6区	合 計
地区	甲府地区	峡中地区	峡東地区	峡北地区	峡南地区	郡内地区	
定 数	35～40名	25～30名	20～25名	15～20名	10～15名	15～20名	120～150名

(2) 総代の選出方法

上記(1)の選挙区ごとに、その選挙区に所属する組合員のなかから選挙者名簿を確定し、総代の選挙を行っております。

候補者の届出につきましては、総代候補者を推薦する組合員、または総代候補者になろうとする組合員が選挙長である理事長に総代立候補届を行い、選挙区ごとの候補者氏名を当組合の掲示場に公告しております。

なお、候補者の数が当該選挙区における総代定数を超えない場合は、その候補者を当選者とし、選挙は行っておりません。

3. 第61期通常総代会の決議事項

平成26年6月27日に第61期通常総代会が開催され、次の議案が上程され、それぞれ原案どおり承認されました。

- ・第1号議案 第61期損失処理（案）承認の件
- ・第2号議案 第62期事業計画（案）承認の件
- ・第3号議案 組合員の法定脱退に関する件
- ・第4号議案 理事の任期満了による改選の件

報酬体系について

1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬については、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては、役位や在任年数等を勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事会において決定しております。

(2) 平成25年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する基本報酬等	50

(注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です（期中に退任した者を含む）。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日金融庁告示第23号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成25年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、平成25年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

主要な事業の内容

A. 預金業務

- (イ) 預金・定期積金 当座預金・普通預金・貯蓄預金・通知預金・定期預金・定期積金・別段預金・納税準備預金等を取扱っております。
- (ロ) 譲渡性預金 譲渡可能な定期預金を取扱っております。

B. 貸出業務

- (イ) 貸付 手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。
- (ロ) 手形の割引 商業手形および為替手形の割引を取扱っております。

C. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため、国債・地方債・社債・株式・その他の証券に投資しております。

D. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

E. 外国為替業務

全国信用協同組合連合会の取次業務として、外国送金業務を取扱っております。

F. 附帯業務

- (イ) 債務の保証業務
- (ロ) 有価証券の貸付業務
- (ハ) 代理業務
 - (a) 全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫、住宅金融支援機構等の代理貸付業務
 - (b) 勤労者退職金共済機構等の代理店業務
 - (ニ) 地方公共団体の公金取扱業務
 - (ホ) 株式払込金の受入代理業務
 - (ハ) 貸金庫業務

● 平成25年度 事業概況等

ここに第61期決算を終了しましたので、概況のご報告を申し上げます。

平成25年度の山梨県内の経済状況は、個人消費が回復しているほか、輸出産業を中心に生産も持ち直しの動きが見られ、全体として緩やかな回復基調に転じているところであります。

こうした中、富士山の世界文化遺産への登録、リニア実験線の延伸工事の完成に加えて、東京へのオリンピックの誘致決定など、本県経済の活性化を牽引する明るい出来事が集中した年でもありました。

一方、平成26年2月の記録的な大雪により、農業・観光業を中心に大きな経済損失が発生し、今後への悪影響が懸念されており、当組合のお取引先である中小規模事業者の景況感は、未だ回復を実感できているとは言い難い状況にあります。

こうした状況のもと、当組合は適切かつ積極的な金融仲介機能を発揮し、地域密着型金融を推し進めるため「経営強化計画」に掲げた各施策に取組んでまいりました。また、中小規模事業者等への資金供与やご相談、ご返済にかかる条件変更等のご要望に対し、可能な限り積極的にお応えしてまいりました。今後も、これまで以上に、地域の皆様への支援に全力で取組んでまいります。

平成26年3月期の業績につきましては、預金積金が前期比で1億円増加し3,727億円となりました。貸出金につきましては、期中を通して資金需要の低迷が続いたこと、および積極的に貸出債権の償却処理を実施したことなどから、前期比33億円減少の2,949億円となりましたが、当組合の果たすべき役割と認識しております地域の中小規模事業者に対する金融円滑化に積極的に取組んだことから、中小規模事業者向けの貸出金は前期比で約19億円の増加となりました。

収益面につきましては、貸出金利の低下や期中において資金需要の低迷が続き貸出金残高が低調に推移したことから貸出金利息が減少したこと、また、市中金利の低下などにより有価証券利息配当金が減少したこと、および前期と比較し一般貸倒引当金の取崩しが減少したことなどから、業務純益は前期を8億37百万円下回る22億35百万円となりました。コア業務純益は、貸出金利息および有価証券利息配当金が減少したことなどから、前期を3億57百万円下回り17億20百万円となりました。

さらに、厳正な資産の自己査定に基づき、21億20百万円の貸出金償却並びに個別貸倒引当金繰入を実施いたしましたが、最終的に当期純利益は2億27百万円を計上しました。

なお、当期の普通出資金に対する配当につきましては、繰越損失金が解消していないことから無配となります。何卒、ご理解頂きたくお願い申し上げます。

自己資本比率に関しましては、引き続き組合員の皆様から多大なるご支援を頂いていることなどから、17.08%と高い水準を維持しております。組合員の皆様のご支援とご協力に対し、心より感謝申し上げる次第であります。

当組合は、中期3ヵ年計画である「第2次経営強化計画」において、基本理念を“山梨県全域にわたる地域のお客様から最も信頼される『コミュニティ・バンク』”としており、同計画に基づく各種施策を実践・推進していくことで、地域の皆様のご期待にお応えするとともに、お客様との信頼関係をより強固なものとし信頼される組合を築くため全力で取組んでおります。今後とも、なお一層のご支援・ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、概況の報告といたします。

貸借対照表

(単位:千円)

科 目	平成24年度	平成25年度
(資産の部)		
現 金	4,317,875	4,753,273
預 け 金	74,520,031	77,293,586
商品有価証券	—	—
有 価 証 券	60,737,905	60,728,986
国 債	17,367,200	18,873,610
地 方 債	3,989,170	8,811,980
社 債	13,677,632	16,261,319
株 式	348,058	351,516
そ の 他 の 証 券	25,355,844	16,430,560
貸 出 金	298,334,042	294,960,618
割 引 手 形	1,997,986	1,822,949
手 形 貸 付	60,297,160	59,128,599
証 書 貸 付	229,806,172	228,267,423
当 座 貸 越	6,232,723	5,741,645
外 国 為 替	—	—
そ の 他 資 産	4,476,763	3,808,503
未 決 済 為 替 貸	28,373	22,590
全信組連出資金	1,555,000	1,555,000
前 払 費 用	—	—
未 収 収 益	714,718	464,713
そ の 他 の 資 産	2,178,672	1,766,199
有 形 固 定 資 産	9,306,830	8,987,083
建 物	2,166,345	2,062,431
土 地	5,417,562	5,417,562
リ 一 ス 資 産	244,923	174,026
建 設 仮 勘 定	—	—
その他の有形固定資産	1,477,999	1,333,062
無 形 固 定 資 産	71,297	76,097
ソ フ ト ウ ェ ア	—	—
の れ ん	—	—
その他の無形固定資産	71,297	76,097
前 払 年 金 費 用	—	—
縹 延 税 金 資 産	924,469	1,026,889
再評価に係る縹延税金資産	—	—
債 务 保 証 見 返	2,400,439	1,923,637
貸 倒 引 当 金	△ 38,884,711	△ 38,252,941
(うち個別貸倒引当金)	△ 37,071,310	△ 36,627,343
そ の 他 の 引 当 金	△ 61,899	△ 53,107
資 产 の 部 合 计	416,143,045	415,252,628

※ 貸借対照表の注記事項は、13・14ページに記載しております。

科 目	平成24年度	平成25年度
(負債の部)		
預 金 積 金	372,645,587	372,750,372
当 座 預 金	2,756,204	2,603,475
普 通 預 金	100,118,599	101,567,822
貯 蓄 預 金	122,774	111,096
通 知 預 金	6,109	7,599
定 期 預 金	250,177,100	249,983,975
定 期 積 金	18,830,314	17,402,715
そ の 他 の 預 金	634,484	1,073,687
譲 渡 性 預 金	—	—
借 用 金	—	78,479
当 座 借 越	—	—
借 入 金	—	78,479
外 国 為 替	—	—
そ の 他 負 債	1,649,988	2,460,867
未 決 済 為 替 借	132,167	97,069
未 払 費 用	207,421	214,238
給 付 補 填 備 金	32,642	18,449
未 払 法 人 税 等	32,011	39,844
前 受 収 益	208,977	207,615
払 戻 未 済 金	535,106	1,429,110
職 員 預 り 金	189,720	193,327
リ 一 ス 債 務	254,223	183,375
資 産 除 去 債 務	33,706	43,749
そ の 他 の 負 債	24,011	34,087
賞 与 引 当 金	63,000	62,500
偶 発 損 失 引 当 金	22,663	26,493
そ の 他 の 引 当 金	14,720	13,334
縹 延 税 金 負 債	—	—
再評価に係る縹延税金負債	308,706	275,825
債 务 保 証	2,400,439	1,923,637
負 債 の 部 合 計	377,105,106	377,591,509
(純資産の部)		
出 資 金	43,919,511	42,501,361
普 通 出 資 金	15,019,511	13,601,361
優 先 出 資 金	28,900,000	28,900,000
優先出資申込証拠金	—	—
資 本 剰 余 金	—	—
資 本 準 備 金	—	—
利 益 剰 余 金	△ 6,383,903	△ 6,156,670
利 益 準 備 金	—	—
そ の 他 利 益 剰 余 金	△ 6,383,903	△ 6,156,670
特 別 積 立 金	—	—
当 期 末 处 理 損 失 金	6,383,903	6,156,670
自 己 優 先 出 資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
組 合 員 勘 定 合 計	37,535,607	36,344,690
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	966,857	748,072
土 地 再 評 価 差 額 金	535,474	568,355
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,502,331	1,316,428
純 資 産 の 部 合 計	39,037,938	37,661,118
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	416,143,045	415,252,628

貸借対照表の注記事項

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る延税率負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。

ただし、旧甲府中央信用組合、旧谷村信用組合は、土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価は行っておりません。

(1) 旧美駒信用組合の土地の再評価

再評価を行った年月日	平成10年3月31日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額	505百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額	864百万円

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）第2条第3号に定める固定資産課税評価額に基づいて、合理的な調整を行って算出し再評価を行いました。なお、同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価格の合計額との差額は△571百万円であります。

(2) 旧やまなし信用組合の土地の再評価

再評価を行った年月日	平成11年3月25日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額	574百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額	1,055百万円

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の所在地により次のいずれかの方法により評価額を算出しております。

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）第2条第3号（固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法）又は第2条第4号（地価税の課税対象価格（路線価）に合理的な調整を行って算定する方法）による。

同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価格の合計額との差額は△696百万円であります。

4. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年	～	50年
その他	3年	～	20年

5. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当の基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当しております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は61,052百万円であります。

8. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に属する額を計上しております。

9. 当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項（平成25年3月31日現在）

年金資産の額	320,555百万円
年金財政計算上の給付債務の額	321,338百万円
差引額	△782百万円

(2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合
(自 平成24年4月 至 平成25年3月)

2.571%

(3) 補足説明

年金財政計算上の過去勤務債務残高は、31,358百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間19年の元利金等償却であり、当組合は、当期の財務諸表上、基本掛金、基本特別掛金、加算掛金の合計額198百万円を費用処理しております。

なお、上記(2)の割合は、当組合の実際の負担割合とは一致しません。

10. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来

における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。11. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を睡眠預金払戻損失引当金として、その他の引当金に計上しております。

12. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

13. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

14. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額94百万円

15. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額225百万円

16. 有形固定資産の減価償却累計額 10,997百万円

17. 貸出金のうち、破綻先債権額は12,854百万円、延滞債権額は68,702

百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。

18. 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額は47百万円であります。

なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

19. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は248百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。

20. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は81,854百万円であります。

なお、17. から20. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

21. 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形の額面金額は1,822百万円であります。

22. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産	預け金	26,000百万円
	有価証券	一千万円

担保資産に対応する債務	借用金	一千万円
上記のほか、公金取扱いのため63百万円、為替取引のため20,000百万円を担保として提供しております。		

23. 出資1口当たりの純資産額

△1,480円65銭

24. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的・純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当組合は、各種リスクを適切に把握し、その対応を協議するため、ALM委員会を設置しております。ALM委員会は、協議結果を常勤理事会に報告し、常勤理事会は、必要に応じて協議のうえ、対策を講じています。

(4) 信用リスクの管理

当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などを与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資関係部により行われ、また、定期的に経営陣を含めた審査会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、融資部がモニタリングを実施し、定期的にALM委員会に報告しています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務人事部（資金課）が、信用情報や時価の把握を定期的に行うことと並んで、定期的にALM委員会に報告しています。

(5) 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理
当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、具体的には、総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析やVaR分析等を実施し、月次ベースでALM委員会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理方針に基づき、「市場リスク管理規程」及び「資金運用規程」に則り、行っております。

このうち、総務人事部（資金課）では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

(6) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調

達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金、満期のある預け金、定期性預金については、簡単な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

25. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預け金（* 1）	77,293	77,368	75
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	12,901	12,933	32
その他有価証券	47,582	47,582	—
(3)貸出金（* 1）	294,960	—	—
貸倒引当金（* 2）	△ 37,581	—	—
	257,378	262,697	5,318
金融資産計	395,156	400,582	5,426
(1)預金積金（* 1）	372,750	372,563	△ 186
金融負債計	372,750	372,563	△ 186

（* 1）預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡単な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

（* 2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価等の算定方法

【金融資産】

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしてあります。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引金融機関から提示された価格によってあります。投資信託は、公表されている基準価格によってあります。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡単な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6ヶ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その帳簿価額。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利（LIBOR, SWAP等）で割り引いた価額を時価とみなしてあります。

【金融負債】

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしてあります。定期預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利（LIBOR, SWAP等）で割り引いた価額を時価とみなしてあります。

(2) 借用金

借用金については、帳簿価額を時価としております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式（* 1）	245
組合出資金（* 2）	1,559
合計	1,804

（* 1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（* 2）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

26. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券（単位：百万円）

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

貸借対照表計上額	時価	差額
国 債	—	—
地 方 債	—	—
社 債	2,602	2,641
そ の 他	9,398	9,485
小 計	12,001	12,127

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

貸借対照表計上額	時価	差額
国 債	—	—
地 方 債	—	—
社 債	—	—
そ の 他	900	806
小 計	900	806
合 計	12,901	12,933
	32	

（注）1. 時価は当該事業年度末における市場価格等に基づいております。

（3）子会社・子法人等株式及び関連法人等株式に区分した有価証券はありません。

（4）その他有価証券（単位：百万円）

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

貸借対照表計上額	取得原価	評価差額
株 式	106	105
債 券	38,647	37,608
国 債	18,873	18,194
地方債	6,914	6,797
社 債	12,859	12,616
そ の 他	4,141	4,101
小 計	42,896	41,815
	1,080	

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

貸借対照表計上額	取得原価	評価差額
株 式	—	—
債 券	2,696	2,699
国 債	—	—
地方債	1,897	1,899
社 債	799	799
そ の 他	1,989	2,034
小 計	4,686	4,734
	△ 47	
合 計	47,582	46,549
	1,033	

（注）1. 貸借対照表計上額は、株式について当事業年度末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

27. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

28. 当期中に売却したその他有価証券は、次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
4,414百万円	337百万円	20百万円

29. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

（単位：百万円）

	1年以内	1 年 超 5年以内	5 年 超 10年以内	10 年 超
債 券	4,532	13,741	10,472	15,200
国 債	1,415	304	6,667	10,486
地方債	604	2,442	3,003	2,761
社 債	2,513	10,994	801	1,951
そ の 他	6,700	7,433	300	900
合 計	11,232	21,174	10,772	16,100

30. 当座貸越契約及び貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、22,165百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュフローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時ににおいて必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

（単位：百万円）

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	751
未収利息有税	542
その他	19
総 繰延税金資産合計	1,312
繰延税金負債	
その他有価証券差額	285
総 繰延税金負債合計	285
総 繰延税金資産の純額	1,026

損益計算書

(単位：千円)

科目	平成24年度	平成25年度
経常収益	8,143,721	7,654,785
資金運用収益	7,050,662	6,673,495
貸出金利息	5,861,506	5,667,855
預け金利息	213,317	202,841
有価証券利息配当金	913,600	740,447
その他の受入利息	62,238	62,351
役務取引等収益	412,643	400,019
受入為替手数料	187,505	185,037
その他の役務収益	225,137	214,982
その他業務収益	416,325	364,755
国債等債券売却益	396,324	337,513
国債等債券償還益	2,087	11,155
その他の業務収益	17,914	16,086
その他経常収益	264,089	216,514
償却債権取立益	234,564	161,244
株式等売却益	—	—
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	29,525	55,270
経常費用	7,961,807	7,356,824
資金調達費用	272,246	258,860
預金利息	244,629	240,161
給付補填備金繰入額	15,857	8,745
譲渡性預金利息	—	—
借用金利息	—	—
その他の支払利息	11,759	9,953
役務取引等費用	625,788	555,820
支払為替手数料	85,612	87,964
その他の役務費用	540,175	467,856
その他業務費用	4,427	20,719
国債等債券売却損	—	—
国債等債券償還損	3,676	20,673
国債等債券償却	—	—
その他の業務費用	751	45
経費	4,504,454	4,554,805
人件費	2,787,397	2,780,716
物件費	1,630,961	1,681,797
税金	86,095	92,291
その他経常費用	2,554,890	1,966,617
貸倒引当金繰入額	2,333,201	1,900,363
貸出金償却	162,507	31,862
株式等売却損	—	—
株式等償却	—	—
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	880	294
その他の経常費用	58,302	34,097
経常利益	181,913	297,961
特別利益	56,624	22,558
固定資産処分益	864	9,331
その他の特別利益	55,759	13,227
特別損失	71,901	38,482
固定資産処分損	32,447	1,369
減損損失	34,411	28,583
その他の特別損失	5,042	8,529
税引前当期純利益	166,636	282,037

科目	平成24年度	平成25年度
法人税・住民税及び事業税	36,718	40,160
法人税等調整額	132	14,645
法人税等合計	36,850	54,805
当期純利益	129,785	227,232
繰越金(当期首残高)	△ 6,513,689	△ 6,383,903
土地再評価差額金取崩額	—	—
当期末処理損失金	6,383,903	6,156,670

損益計算書の注記事項

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 出資1口当たりの当期純利益 15円12銭
 3. 固定資産の減損に係る会計基準の適用に伴い、以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失(千円)
甲府市内	遊休資産 9カ所	所有不動産	8,655
甲府市外	遊休資産 20カ所	〃	19,927
合計			28,583

営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店を、遊休資産は各資産を、グルーピングの最小単位としております。本部、研修センター、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

継続的な地価の下落等により、遊休資産29カ所について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額28,583千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、原則として正味売却価額によっており、不動産鑑定評価額に基づき算定しております。

損失金処理計算書

(単位：千円)

科目	平成24年度	平成25年度
当期末処理損失金	6,383,903	6,156,670
これを次のとおり処理いたします。		
特別積立金取崩額	—	—
利益準備金取崩額	—	—
資本準備金取崩額	—	—
繰越金(当期末残高)	△ 6,383,903	△ 6,156,670

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第61期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び損失金処理計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

平成26年6月24日

山梨県民信用組合

理事長

廣瀬 正文



法定監査の状況

当組合は、「協同組合による金融事業に関する法律」第5条の8第3項の規定に基づき、「貸借対照表」「損益計算書」「損失金処理計算書」等につきまして、会計監査人である佐野玄公認会計士の監査を受けております。

自己資本の状況

(単位：百万円)

項目	平成25年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資または非累積的永久優先出資に係る組合員勘定の額	36,344	
うち、出資金及び資本剰余金の額	42,501	
うち、利益剰余金の額	△ 6,156	
うち、外部流出予定額(△)	—	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,625	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,625	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	37,970	
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの)の額の合計額	55	—
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	55	—
繰延税金資産(一時差異に係るもの)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	55	
自己資本		
自己資本の額 (イ)-(ロ) (ハ)	37,915	
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	209,533	
資産(オン・バランス)項目	208,135	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 1,503	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの)を除く。)	—	
うち、繰延税金資産	—	
うち、前払年金費用	—	
うち、他の金融機関等向けエクスポートジャー	△ 1,503	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
オフ・バランス等取引項目	1,397	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	
中央清算機関連エクスポートジャーに係る信用リスク・アセットの額	269	
オペレーションナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	12,414	
信用リスク・アセット調整額	—	
オペレーションナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	221,947	
自己資本比率		
自己資本比率 (ハ)/(ニ)	17.08%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」が平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されたことから、平成24年度においては旧告示に基づく開示、平成25年度においては新告示に基づく開示を行っております。

なお、当組合は国内基準を採用しております。

自己資本の状況

(単位：百万円)

項目 (自己資本)		平成24年度	項目 (リスク・アセット等)	平成24年度
出 資 金	43,919		資産(オン・バランス)項目	209,675
非累積的永久優先出資	28,900		オフ・バランス取引等項目	1,748
優先出資申込証拠金	—		オペレーション・リスク相当額を8%で除して得た額	13,033
資本準備金	—		信用リスク・アセット調整額	—
その他の資本剰余金	—		オペレーション・リスク相当額調整額	—
利益準備金	—		リスク・アセット等計(F)	224,457
特別積立金	—			
繰越金(当期末残高)	△ 6,383			
その他有価証券の評価差損(△)	—			
基本的項目計(A)	37,535			
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	379			
一般貸倒引当金	1,813			
負債性資本調達手段等	—			
補完的項目不算入額(△)	410			
補完的項目計(B)	1,782			
自己資本総額(A)+(B)=(C)	39,318			
控除項目(D)	—			
自己資本額(C)-(D)=(E)	39,318			

1. 自己資本調達手段の概要(平成25年度末現在)

当組合の自己資本につきましては、地域のお客様からお預りしている普通出資金、上部団体である全国信用協同組合連合会からの優先出資金および利益剰余金等が該当します。

なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりであり、これらの発行主体はいずれも当組合であります。

区分	コア資本に係る基礎項目の額に算入された額(百万円)	配当率
普通出資	13,601	—
非累積的永久優先出資	1,000	(優先的配当率) 4.3%
〃	5,400	(優先的配当率) 5年物円金利スワップレート+0.7%
〃	22,500	(優先的配当率) 12ヶ月円TIBORレート+1.54%

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度につきましては、金融機能強化法に基づく公的資金を活用した450億円の資本支援を受けたことなどから、経営の健全性・安全性に問題はありません。

また、将来の自己資本充実策につきましては、年度毎の事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本積上げを第一義的施策として考えております。

経費の内訳 (単位：千円)

項目	平成24年度	平成25年度
人件費	2,787,397	2,780,716
報酬給料手当	2,222,139	2,208,306
退職給付費用	252,473	264,560
その他の	312,784	307,850
物件費	1,630,961	1,681,797
事務費	658,751	705,150
固定資産費	291,613	301,948
事業費	112,769	123,381
人事厚生費	20,431	29,956
減価償却費	283,971	263,189
その他の	263,423	258,173
税金	86,095	92,291
経費合計	4,504,454	4,554,805

粗利益 (単位：千円)

項目	平成24年度	平成25年度
資金運用収益	7,050,662	6,673,495
資金調達費用	272,246	258,860
資金運用收支	6,778,415	6,414,634
役務取引等収益	412,643	400,019
役務取引等費用	625,788	555,820
役務取引等收支	△ 213,144	△ 155,800
その他業務収益	416,325	364,755
その他業務費用	4,427	20,719
その他業務收支	411,898	344,036
業務粗利益	6,977,168	6,602,870
業務粗利益率	1.60%	1.52%

(注) 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$

業務純益 (単位：千円)

項目	平成24年度	平成25年度
業務純益	3,073,415	2,235,868

主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区分	第57期 平成21年度	第58期 平成22年度	第59期 平成23年度	第60期 平成24年度	第61期 平成25年度
経常収益	9,194,812	8,565,236	8,429,639	8,143,721	7,654,785
経常利益	△ 9,067,718	△ 411,734	△ 6,063,840	181,913	297,961
当期純利益	△ 8,586,994	△ 295,691	△ 6,268,244	129,785	227,232
預金積金残高	408,293,051	396,889,078	375,309,711	372,645,587	372,750,372
貸出金残高	327,774,354	316,973,926	302,672,583	298,334,042	294,960,618
有価証券残高	69,404,882	69,329,027	66,137,712	60,737,905	60,728,986
総資産額	466,599,014	447,927,160	419,546,961	416,143,045	415,252,628
純資産額	46,032,856	45,558,936	39,363,335	39,037,938	37,661,118
自己資本比率(単体)	18.64 %	18.61 %	17.31 %	17.51 %	17.08 %
出資総額	45,245,101	44,823,017	44,449,886	43,919,511	42,501,361
出資総口数	22,295,101 口	21,873,017 口	21,499,886 口	20,969,511 口	19,551,361 口
出資に対する配当率及び配当金	－ % －				
職員数	552 人	506 人	494 人	491 人	482 人

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

組合員の推移

(単位：人)

区分	平成24年度末	平成25年度末
個人	113,534	113,058
法人	7,403	7,449
合計	120,937	120,507

総資産利益率

(単位：%)

区分	平成24年度	平成25年度
総資産経常利益率	0.04	0.07
総資産当期純利益率	0.03	0.05

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科目	年度	平均残高 (百万円)	利 息 (千円)	利回り (%)
資金運用勘定	24年度	433,575	7,050,662	1.62
	25年度	433,653	6,673,495	1.53
うち 貸出金	24年度	291,930	5,861,506	2.00
	25年度	290,714	5,667,855	1.94
うち 預け金	24年度	76,320	213,317	0.27
	25年度	84,434	202,841	0.23
うち 有価証券	24年度	63,764	913,600	1.43
	25年度	56,944	740,447	1.30
資金調達勘定	24年度	375,278	272,246	0.07
	25年度	373,122	258,860	0.06
うち 預金積金	24年度	374,830	260,486	0.06
	25年度	372,631	248,907	0.06
うち 譲渡性預金	24年度	—	—	—
	25年度	—	—	—
うち 借用金	24年度	—	—	—
	25年度	71	—	—

役務取引の状況

(単位：千円)

項目	平成24年度	平成25年度
役務取引等収益	412,643	400,019
受入為替手数料	187,505	185,037
その他の受入手数料	225,137	214,982
その他の役務取引等収益	—	—
役務取引等費用	625,788	555,820
支払為替手数料	85,612	87,964
その他の支払手数料	427,833	367,122
その他の役務取引等費用	112,341	100,734

受取利息及び支払利息の増減 (単位：千円)

項目	平成24年度	平成25年度
受取利息の増減	△ 502,402	△ 377,166
支払利息の増減	△ 32,220	△ 13,386

総資金利鞘等

(単位：%)

区分	平成24年度	平成25年度
資金運用利回り(a)	1.62	1.53
資金調達原価率(b)	1.27	1.29
総資金利鞘(a) - (b)	0.35	0.24

その他業務収益 (単位:千円)

項目	平成24年度	平成25年度
外 国 為 替 売 買 益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国 債 等 債 券 売 却 益	396,324	337,513
国 債 等 債 券 償 還 益	2,087	11,155
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	17,914	16,086
その他業務収益合計	416,325	364,755

1店舗当たりの預金及び貸出金残高 (単位:百万円)

区分	平成24年度末	平成25年度末
1店舗当たりの預金残高	9,316	9,318
1店舗当たりの貸出金残高	7,458	7,374

職員1人当たりの預金及び貸出金残高 (単位:百万円)

区分	平成24年度末	平成25年度末
職員1人当たりの預金残高	758	773
職員1人当たりの貸出金残高	607	611

有価証券、金銭の信託等取得価格または契約価格、時価及び評価損益 (単位:百万円)

項目	取得価格又は契約価格	時 価	評価損益
有価証券	24年度末	59,368	60,733
	25年度末	59,695	60,761
金銭の信託	24年度末	—	—
	25年度末	—	—
デリバティブ等商品	24年度末	—	—
	25年度末	—	—

(注) 1. 有価証券、金銭の信託の「時価」は、上場有価証券については決算日時価、非上場有価証券については価格等の算定が可能なものの（店頭売買有価証券については証券業協会が公表する売買価格等、公募債については証券業協会が公表する公社債店頭気配表に掲載されている銘柄の利回りに基づいて計算した価格、証券投資信託の受益証券については基準価格）については時価相当額、その他のものは帳簿価格です。

2. デリバティブ等商品とは、預金等と協同組合による金融事業に関する法律施行規則第41条第1項第5号に掲げる取引（金融先物取引、金融等デリバティブ取引、先物外國為替取引、有価証券デリバティブ取引等）を組合せた商品です。

預貸率及び預証率 (単位: %)

区分	平成24年度	平成25年度
預 貸 率	(期末)	80.05
	(期中)	77.88
預 証 率	(期末)	16.29
	(期中)	17.01

預金種目別平均残高 (単位:百万円、%)

種 目	平成24年度		平成25年度	
	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	106,018	28.28	105,605	28.34
定期性預金	268,811	71.71	267,026	71.65
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	—	—	—	—
合 計	374,830	100.00	372,631	100.00

預金者別預金残高 (単位:百万円、%)

区 分	平成24年度		平成25年度	
	金額	構成比	金額	構成比
個人	319,075	85.62	316,187	84.83
法人	53,570	14.38	56,563	15.17
一般法人等	35,792	9.61	38,349	10.29
金融機関	313	0.08	223	0.06
公金	17,465	4.69	17,991	4.83
合計	372,645	100.00	372,750	100.00

財形貯蓄残高 (単位:百万円)

区分	平成24年度末	平成25年度末
財形貯蓄残高	1,424	1,390

決済用預金残高 (単位:百万円)

区分	平成24年度末	平成25年度末
決済用預金残高	9,979	9,340

定期預金種類別残高 (単位:百万円)

区分	平成24年度末	平成25年度末
固定金利預金	249,973	249,805
変動金利預金	204	178
合計	250,177	249,983

貸出金種類別平均残高（単位：百万円、%）

科 目	平成24年度		平成25年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	1,669	0.57	1,844	0.63
手形貸付	54,888	18.80	55,830	19.20
証書貸付	229,327	78.55	227,339	78.20
当座貸越	6,045	2.07	5,700	1.96
合 計	291,930	100.00	290,714	100.00

貸出金使途別残高（単位：百万円、%）

区 分	平成24年度末		平成25年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	206,159	69.10	203,778	69.08
設備資金	92,174	30.89	91,182	30.91
合 計	298,334	100.00	294,960	100.00

有価証券種類別平均残高（単位：百万円、%）

区 分	平成24年度		平成25年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国 債	15,896	24.93	17,422	30.60
地 方 債	4,513	7.08	5,925	10.41
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	14,060	22.05	14,926	26.21
株 式	350	0.55	350	0.61
外 国 証 券	27,691	43.43	17,108	30.04
その他の証券	1,251	1.96	1,211	2.13
合 計	63,764	100.00	56,944	100.00

貸出金利区分別残高（単位：百万円）

区 分	平成24年度末	平成25年度末
固定金利貸出	195,580	194,713
変動金利貸出	102,754	100,246
合 計	298,334	294,960

(注) 当組合は、商品有価証券を保有していません。

有価証券種類別残存期間別残高（単位：百万円）

区 分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
国 債	24年度末	—	1,742	2,044
	25年度末	1,415	304	6,667
地 方 債	24年度末	902	3,086	—
	25年度末	604	2,442	3,003
短期社債	24年度末	—	—	—
	25年度末	—	—	—
社 債	24年度末	2,502	10,038	—
	25年度末	2,513	10,994	801
株 式	24年度末	348	—	—
	25年度末	351	—	—
外国証券	24年度末	10,489	12,024	300
	25年度末	6,700	7,433	300
その他の証券	24年度末	1,141	—	—
	25年度末	1,096	—	—
合 計	24年度末	15,384	26,892	2,344
	25年度末	12,681	21,174	10,772
				16,116

区 分	金額	構成比	債務保証見返額
当組合預金積金	24年度末	9,804	3.28
	25年度末	9,241	3.13
有価証券	24年度末	172	0.05
	25年度末	125	0.04
動産	24年度末	62	0.02
	25年度末	555	0.18
不動産	24年度末	156,445	52.43
	25年度末	155,203	52.61
その他	24年度末	251	0.08
	25年度末	248	0.08
小計	24年度末	166,736	55.88
	25年度末	165,373	56.07
信用保証協会・	24年度末	26,833	8.99
信用保険	25年度末	25,560	8.66
保証	24年度末	29,043	9.73
	25年度末	28,250	9.57
信用	24年度末	75,720	25.38
	25年度末	75,775	25.68
合計	24年度末	298,334	100.00
	25年度末	294,960	100.00
			1,923

貸出金業種別残高・構成比 (単位:百万円、%)

業種別	平成24年度末		平成25年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	31,080	10.41	30,138	10.21
農業、林業	2,938	0.98	3,583	1.21
漁業	3	0.00	5	0.00
鉱業、採石業、砂利採取業	440	0.14	368	0.12
建設業	38,567	12.92	40,573	13.75
電気、ガス、熱供給、水道業	749	0.25	2,143	0.72
情報通信業	623	0.20	523	0.17
運輸業、郵便業	6,600	2.21	5,598	1.89
卸売業、小売業	22,108	7.41	20,486	6.94
金融業、保険業	2,324	0.77	2,433	0.82
不動産業	32,544	10.90	33,606	11.39
物品賃貸業	979	0.32	845	0.28
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	4	0.00
宿泊業	3,630	1.21	4,443	1.50
飲食業	3,599	1.20	4,954	1.67
生活関連サービス業、娯楽業	3,738	1.25	3,512	1.19
教育、学習支援業	1,832	0.61	1,807	0.61
医療、福祉	637	0.21	598	0.20
その他のサービス	19,095	6.40	20,309	6.88
その他の産業	4,888	1.63	2,345	0.79
小計	176,384	59.12	178,282	60.44
地方公共団体	44,495	14.91	45,011	15.26
個人(住宅・消費・納税資金等)	77,453	25.96	71,666	24.29
合計	298,334	100.00	294,960	100.00

消費者ローン・住宅ローン残高 (単位:百万円、%)

区分	平成24年度末		平成25年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	6,942	20.89	6,465	21.19
住宅ローン	26,288	79.11	24,039	78.81
合計	33,230	100.00	30,504	100.00

貸倒引当金の内訳 (単位:百万円)

区分	平成24年度		平成25年度	
	金額	増減額	金額	増減額
一般貸倒引当金	1,813	△ 600	1,625	△ 187
個別貸倒引当金	37,071	2,494	36,627	△ 443
合計	38,884	1,893	38,252	△ 631

(注) 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので、「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

貸出金償却額 (単位:百万円)

項目	平成24年度	平成25年度
貸出金償却額	162	31

内国為替取扱実績 (単位:百万円)

区分	平成24年度		平成25年度	
	件数	金額	件数	金額
送金	220,699	167,666	228,517	182,439
振込	396,546	204,089	391,622	215,792

代理貸付業務の内訳 (単位:百万円)

区分	平成24年度末	平成25年度末
全国信用協同組合連合会	1,102	917
(株)商工組合中央金庫	124	83
(株)日本政策金融公庫	1,193	1,007
(株)住宅金融支援機構	11,830	10,687
貯年金住宅福祉協会	413	344
その他	533	488
合計	15,195	13,526

証券業務

【公共債引受業務】…… 該当事項はありません

【公共債窓販業務】…… 該当事項はありません

国際業務 (単位:千ドル)

【外国為替取扱高】

区分	平成24年度		平成25年度	
	件数	金額	件数	金額
貿易	75	3,334	91	4,525
貿易外	104	1,154	61	547

当組合の子会社

該当ありません

【外貨建資産残高】…… 該当事項はありません

リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位：百万円)

区分		残高 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率(%) (B+C)/(A)
破綻先債権	平成24年度	13,448	8,574	4,873	100.00
	平成25年度	12,854	8,025	4,829	100.00
延滞債権	平成24年度	73,277	33,488	31,525	88.72
	平成25年度	68,702	29,046	31,136	87.59
3ヶ月以上延滞債権	平成24年度	26	21	8	100.00
	平成25年度	47	32	21	100.00
貸出条件緩和債権	平成24年度	1,041	377	349	69.76
	平成25年度	248	67	111	72.24
合計	平成24年度	87,793	42,463	36,756	90.23
	平成25年度	81,854	37,172	36,098	89.51

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒債却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイ、会社更生法等の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、口、民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、ハ、破産法の規定による破産の申立てがあった債務者、二、会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、ホ、手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
2. 「延滞債権」とは、上記1. および債務者の経営再建又は支援（以下「経営再建等」という。）を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外の未収利息不計上貸出金です。
3. 「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金（上記1. および2. を除く）です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金（上記1. ~ 3. を除く）です。
5. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
7. 保全率(%)は、100%を上限として表示しております。
8. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位：百万円)

区分		債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率(%) (D)/(A)	貸倒引当金 引当率(%) (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成24年度	60,453	31,259	29,194	60,453	100.00	100.00
	平成25年度	58,811	29,003	29,807	58,811	100.00	100.00
危険債権	平成24年度	28,081	11,923	7,876	19,800	70.50	48.75
	平成25年度	24,299	8,925	6,819	15,744	64.79	44.35
要管理債権	平成24年度	1,067	399	357	757	70.92	53.55
	平成25年度	296	100	133	233	78.85	68.02
不良債権計	平成24年度	89,602	43,581	37,428	81,010	90.41	81.33
	平成25年度	83,407	38,029	36,760	74,789	89.66	81.00
正常債権	平成24年度	213,361					
	平成25年度	215,140					
合計	平成24年度	302,964					
	平成25年度	298,548					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。
4. 「正常債権」とは、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
7. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

リス ク 管 理 体 制（定性的な開示事項）

● 自己資本調達手段の概要

自己資本の状況（P.16、17）をご参照ください

● 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の状況（P.16、17）をご参照ください

● 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当組合の資産の価値が減少ないし消滅し、損失を受けるリスクのことをいいます。

当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクと認識のうえ、与信業務の基本的理念や体制・手法等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築するよう努めております。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、資産の自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理などの分析に注力しております。

また、個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し相互に牽制が働く体制としています。さらに、案件に応じて審査会および理事会等において合議するなど二重三重のチェックを行う審査体制となっております。以上の相互牽制機能、経営陣による審議に加え、監査部署がかかる妥当性の検証を実施することにより、適切な管理態勢を構築しております。

貸倒引当金は、「資産自己査定基準」および「償却・引当規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算出しております。

また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先については、担保・保証等を除いた未保全額に対して貸倒実績率に基づき算出し、実質破綻先および破綻先については、債権額から取立て不能見込額として損失処理した額を除き、さらに担保・保証等を除いた未保全額に対して引当を行っております。なお、それぞれの結果については公認会計士の外部監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスボーグーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

◇株式会社格付投資情報センター（R&I） ◇ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）

◇株式会社日本格付研究所（JCR） ◇スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス（S&P）

● 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

信用リスク削減手法とは、信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。

当組合では、融資審査において、資金使途、財務内容、返済原資、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保および保証による保全措置は、あくまでも補完的な措置と考えており、担保や保証に過度に依存しない融資の推進態勢強化に取組んでおります。ただし、審査の結果、担保または保証が必要な場合は、お客様へ十分な説明を行い、ご理解をいただいたうえで、ご契約していただくなど、適切な取扱いに努めています。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産等、保証には人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続については、組合が定める融資事務取扱要領等により、適切な事務取扱いおよび適正な評価を行っております。

また、万が一お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金積金の相殺等を適用する場合がありますが、当組合が定める取扱要領等により適切な取扱いを行っております。

信用リスク削減手法には、自組合預金積金、上場株式、国、地方公共団体、一定以上の格付けが適格格付機関により付与されている法人による保証が該当します。そのうち、保証に関する信用度の評価については、住宅金融支援機構や政府関係機関の保証は、政府保証と同様に判定しております。また、法人による保証は、適格格付機関から付与されている格付けにより判定を行っております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスボーグーの種類に偏ることなく分散されております。

● 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

該当事項はありません。

● 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当組合は、証券化エクスポージャーは投資家としてのみ保有しており、オリジネーターとして保有するものはありません。また、投資家といいたしまして、保有している当該証券化エクスポージャーは、運用資産の一部に証券化取引を組み込んだ投資信託商品を購入しております。当該証券投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の内容、時価把握を行うとともに、一定基準以上の価格の下落など必要に応じてALM委員会、常勤理事会に諮り、適切なリスク管理に努めております。

(2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称 当組合は標準的手法を採用しております。

(3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適切な処理を行っております。

(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関は次の4つの機関を採用しております。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

- ◇株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ◇株式会社日本格付研究所（JCR）
- ◇ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- ◇スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス（S&P）

● オペレーションル・リスクに関する事項

当組合では、オペレーションル・リスクを「業務の過程、役職員の活動、システムが不適切であること、または外生的な事象によることから当組合に生じる損失にかかるリスク」と認識しています。

当組合は、オペレーションル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクに区分し、リスクの特定、洗い出しを行い、リスクの顕在化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

オペレーションル・リスク相当額の算定は、基礎的手法による計測を採用することとし、態勢の整備を図っております。

これらリスクに関しては、ALM部会等において協議・検討するとともに、定期的に常勤理事会等において経営陣に報告するなど、態勢の強化に努めております。

※オペレーションル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

- ・当組合は基礎的手法を採用しております。

● 出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び一定の下落を想定したストレステスト等によるリスク計測・リスク分析によって把握しております。

一方、非上場株式、子会社・関連会社、その他事業組合等への出資金に関しては、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施し、適切なリスク管理に努めております。

● 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変化によって受ける期間損益や資産価値への影響をいいます。当組合においては、その影響度合に対して定期的に分析および報告するなど金利リスク管理態勢の強化を図っております。

具体的には、一定の金利ショックによる金利リスク量をALM（資産と負債の総合的管理）システム等により定期的に計測し、ALM部会において分析・評価を行い、経営陣を中心としたALM委員会に報告のうえ協議検討を行うなど、資産と負債の最適化に向けたリスクのコントロールに努めております。

(2) 内部管理上使用した金利リスクの算定方法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づき算定しております。

- 計測手法 金利ラダー方式

- コア預金

・対象： 流動性預金全般（当座・普通・貯蓄預金等）

・算定方法： ①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差引いた残高、
③現残高の50%相当額、の3つのうち最小の額を上限とする。

※当組合が採用している算定方法は、③現残高の50%相当額です。

・満期： 2.5年一括

- 金利感応資産・負債 預金・貸出金、有価証券、預け金等の金利・期間を有する資産・負債

- 金利ショック幅 99または1パーセンタイル値

- リスク計測の頻度 四半期毎

リスク管理体制（定量的な開示事項）

●自己資本の構成に関する事項

自己資本の状況（P.16、17）をご参照ください

●自己資本の充実度に関する事項

（単位：百万円）

	平成24年度		平成25年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	211,423	8,456	209,533	8,381
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポート	211,422	8,456	211,035	8,441
(i) ソブリン向け	1,058	42	930	37
(ii) 金融機関向け	21,152	846	18,960	758
(iii) 法人等向け	55,358	2,214	56,701	2,268
(iv) 中小企業等・個人向け	45,750	1,830	45,403	1,816
(v) 抵当権付住宅ローン	3,098	123	2,848	113
(vi) 不動産取得等事業向け	23,964	958	26,634	1,065
(vii) 三月以上延滞等	35,475	1,419	30,540	1,221
(viii) 出資等			669	26
出資等のエクスポート			669	26
重要な出資等のエクスポート			—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち 対象普通出資等に該当するもの以外のもの に係るエクスポート			2,506	100
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等で あってコア資本に係る調整項目の額に算入 されなかった部分に係るエクスポート			1,555	62
(xi) その他の	25,562	1,022	24,286	971
② 証券化エクスポート	1	0	1	0
③ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入され るもの			—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクス ポート			△ 1,503	△ 60
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入され なかったもの			—	—
⑤ CVAリスク相当額を8%で除して得た額			—	—
⑥ 中央精算機関連エクスポート			0	0
ロ. オペレーショナル・リスク	13,033	521	12,414	496
ハ. 単体総所要自己資本額（イ+ロ）	224,457	8,978	221,947	8,877

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポート」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者にかかるエクスポート及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポートのことです。
5. 上記の「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスポートです。具体的には、取立未済手形、名寄せ後1億円超のエクスポートなどが含まれます。なお、平成24年度の「出資等」エクスポートは「その他」に含めて記載しております。
6. オペレーショナル・リスクは、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益} (\text{直近3年間のうち正の値の合計額}) \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

● 信用リスクに関する事項（証券化エクスポートを除く）

(1) 信用リスクに関するエクスポート及び主な種類別の期末残高 <業種別・地域別・残存期間別>

(単位：百万円)

業種区分 地域区分 期間区分	エクスポート区分	信用リスクエクスポート期末残高								三月以上延滞 エクスポート	
		貸出金、貸出金に準 ずる資産、コミット メント及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引				債券 (残高部分)		デリバティブ取引			
		24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度		
製造業		34,549	34,061	33,948	32,661	601	1,400	—	—	8,999	8,526
農業、林業		3,848	4,393	3,848	4,393	—	—	—	—	1,028	1,049
漁業		5	6	5	6	—	—	—	—	1	1
鉱業、採石業、砂利採取業		752	673	752	673	—	—	—	—	39	35
建設業		42,274	43,928	42,274	43,928	—	—	—	—	12,128	12,699
電気、ガス、熱供給、水道業		1,428	2,754	928	2,254	500	500	—	—	15	23
情報通信業		840	747	640	547	199	199	—	—	13	13
運輸業、郵便業		7,389	6,428	7,184	6,228	204	200	—	—	2,273	969
卸売業、小売業		28,658	26,507	27,131	24,807	1,527	1,699	—	—	7,553	7,570
金融業、保険業		27,586	19,213	2,403	2,508	25,182	16,705	—	—	377	390
不動産業		42,163	43,510	37,656	38,508	4,506	5,002	—	—	16,399	15,147
物品賃貸業		1,005	893	1,005	893	—	—	—	—	57	57
学術研究、専門・技術サービス業		—	4	—	4	—	—	—	—	—	—
宿泊業		4,259	5,043	4,259	5,043	—	—	—	—	1,058	896
飲食業		5,379	6,458	5,379	6,458	—	—	—	—	1,294	1,217
生活関連サービス業、娯楽業		4,132	3,884	4,132	3,884	—	—	—	—	609	470
教育、学習支援業		1,833	1,807	1,833	1,807	—	—	—	—	—	—
医療、福祉		843	799	641	599	201	200	—	—	4	—
その他のサービス		25,623	26,967	24,714	26,167	909	800	—	—	5,761	5,421
その他の産業		5,504	2,875	5,504	2,875	—	—	—	—	609	480
国・地方公共団体等		70,863	77,703	44,716	45,415	26,147	32,287	—	—	—	—
個人		54,003	48,880	54,003	48,880	—	—	—	—	11,030	9,668
その他		90,624	94,361	—	—	15	12	—	—	—	—
業種別合計		453,570	451,905	302,964	298,548	59,997	59,008	—	—	69,258	64,639
国内		428,665	435,872	302,964	298,548	35,092	42,975	—	—	69,258	64,639
国外		24,904	16,032	—	—	24,904	16,032	—	—	—	—
地域別合計		453,570	451,905	302,964	298,548	59,997	59,008	—	—	69,258	64,639
1年以下		136,556	133,265	122,661	121,865	13,895	11,399	—	—	—	—
1年超3年以下		45,149	34,789	24,798	22,389	20,351	12,399	—	—	—	—
3年超5年以下		29,854	31,854	23,313	23,454	6,540	8,399	—	—	—	—
5年超7年以下		21,662	25,317	21,662	25,017	—	300	—	—	—	—
7年超10年以下		47,769	51,257	45,425	40,857	2,344	10,399	—	—	—	—
10年超		77,991	77,429	61,875	62,119	16,116	15,309	—	—	—	—
期間の定めのないもの		93,837	97,193	3,228	2,844	—	—	—	—	—	—
その他		748	798	—	—	748	798	—	—	—	—
残存期間別合計		453,570	451,905	302,964	298,548	59,997	59,008	—	—	—	—

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクスポート」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している者に係るエクスポートのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポートのことです。
4. 地域別に記載されております国外のエクスポートには、当組合の保有している外国債券等を記載しております。
5. CVAリスクおよび中央清算機関連エクスポートは含まれておりません。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

貸倒引当金の状況 (P.21) をご参照ください

(3) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金												貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高					
	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度		
製造業	3,591	3,916	3,916	4,253	27	167	3,564	3,734	3,916	4,253	—	1		
農業、林業	269	269	269	313	—	—	269	284	269	313	—	—		
漁業	1	1	1	1	—	—	1	1	1	1	—	—		
鉱業、採石業、砂利採取業	8	8	8	10	—	—	8	8	8	10	—	—		
建設業	5,438	6,076	6,076	7,301	42	306	5,395	6,894	6,076	7,301	90	14		
電気、ガス、熱供給、水道業	1	1	1	4	—	—	1	1	1	4	—	—		
情報通信業	4	4	4	4	—	—	4	4	4	4	—	—		
運輸業、郵便業	1,517	1,519	1,519	696	—	—	1,517	677	1,519	696	—	—		
卸売業、小売業	5,645	5,753	5,753	5,162	0	163	5,624	5,058	5,753	5,162	—	0		
金融業、保険業	110	117	117	118	—	—	110	117	117	118	—	—		
不動産業	7,472	8,170	8,170	8,000	121	975	7,481	7,326	8,170	8,000	68	6		
物品販賣業	45	44	44	51	—	—	45	44	44	51	—	—		
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
宿泊業	429	863	863	906	—	—	429	942	863	906	—	—		
飲食業	590	657	657	1,197	—	—	611	1,135	657	1,197	—	—		
生活関連サービス業、娯楽業	614	424	424	304	200	125	413	298	424	304	—	—		
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
その他のサービス業	2,246	2,276	2,276	2,087	—	502	2,248	1,792	2,276	2,087	—	—		
その他の産業	518	582	582	272	—	—	518	270	582	272	—	—		
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
個人	6,071	6,384	6,384	5,940	45	292	5,892	5,943	6,384	5,940	—	9		
その他	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	3	0		
合計	34,577	37,071	37,071	36,627	439	2,532	34,137	34,539	37,071	36,627	162	31		

(注) 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクspoージャーの額			
	平成24年度		平成25年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	89,692	—	96,240
10%	—	9,654	—	10,110
20%	23,329	76,798	15,535	79,270
35%	—	8,765	—	8,054
50%	3,710	44,959	4,309	43,172
75%	—	58,531	—	58,622
100%	200	126,212	301	124,496
150%	—	11,715	—	9,440
250%	—	—	—	2,335
1250%	—	—	—	—
合計	27,240	426,329	20,146	431,745

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクspoージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクspoージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関連エクspoージャーは含まれおりません。

4. 「1250%」欄については、自己資本比率告示の規定により、平成24年度は資本控除した額、平成25年度はリスク・ウェイト1250%を適用したエクspoージャーの額を記載しております。

● 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポート

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポート	10,500	9,922	7,087	8,709	—	—	—	—
①ソブリン向け	—	—	2,205	2,405	—	—	—	—
②金融機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—
③法人等向け	2,995	2,628	3	4	—	—	—	—
④中小企業等・個人向け	6,218	6,152	4,529	5,930	—	—	—	—
⑤抵当権付住宅ローン	38	29	264	281	—	—	—	—
⑥不動産取得等事業向け	684	696	22	26	—	—	—	—
⑦三月以上延滞等	129	118	47	37	—	—	—	—
⑧その他の	434	295	14	22	—	—	—	—

(注) 1. 適格金融資産担保について簡便手法を用いてあります。

2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示22号)第45号(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポート)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポート)を含みません。
3. 上記の「その他」とは、①～⑦に区分されないエクスポートです。具体的には、名寄せ後1億円超エクスポートなどが含まれます。

● 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項はありません

● 証券化エクスポートに関する事項

(1) オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートに関する事項)

該当事項はありません

(2) 投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートに関する事項)

- ① 保有する証券化エクスポートの額
及び主な原資産の種類別の内訳

- ② 保有する証券化エクスポートの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位：百万円)

	平成24年度		平成25年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポートの額	6	—	6	—

(注) 1. 当該証券化エクスポートの額は、投資信託の該当金額を計上しております。

2. 再証券化エクスポートは、保有しておりません。

- ③ 証券化エクスポートに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当事項はありません

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポート残高		所要自己資本の額	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
20%	6	—	6	—

(注) 1. 所要自己資本の額=エクスポート残高×リスク・ウェイト×4%
2. 再証券化エクスポートは、保有しておりません。

● 出資等エクスポートに関する事項

(1) 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区分	平成24年度		平成25年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	102	102	106	106
非上場株式等	2,150	2,150	2,116	2,116
合計	2,253	2,253	2,223	2,223

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付けとするエクスポート(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポートについては、非上場株式等に含めて記載しています。

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成24年度		平成25年度	
	評価損益	△34	△1	△1

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

(2) 出資等エクスポートの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成24年度		平成25年度	
	売却益	—	売却損	—
償却	—	—	—	—

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付けとするエクスポート(いわゆるファンド)にかかる売買損益は含まれてありません。

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項はありません

● 金利リスクに関する事項

平成26年3月末基準

金利リスクに関する内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済的価値の増減額	金利リスク(単位：百万円)	
	平成24年度	平成25年度
	1,362	2,051

(注) 金利リスクの算定方法につきましては、P.24をご参照下さい。

営業地区のご案内

◆山梨県：全域 ◆長野県：佐久市（旧臼田町地域）、南佐久郡、諏訪郡（富士見町）

店舗一覧表（事務所の名称・所在地）

平成26年7月1日現在

店番	店名	住所	電話番号	ATM稼働時間			
				平日	土曜日	日曜日	祝日
150	本 部	〒400-8691 甲府市相生1-2-34	055-228-5151				
123	本 店	〒400-0858 甲府市相生1-2-34	055-220-7800	8:30～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00
101	都 留 支 店	〒402-0053 都留市上谷2-1-10	0554-43-4151	8:30～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00
102	富 士 吉 田 支 店	〒403-0004 富士吉田市下吉田4-5-19	0555-23-4151	8:30～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00
105	都留文科大学前支店	〒402-0054 都留市田原2-5-20	0554-43-7351	8:30～19:00	9:00～17:00		
106	下 谷 支 店	〒402-0005 都留市四日市場34-8	0554-45-3151	8:30～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00
202	北 支 店	〒400-0026 甲府市塩部1-9-8	055-252-3275	8:30～19:00	9:00～17:00		
203	南 支 店	〒400-0856 甲府市伊勢1-10-15	055-233-6117	8:30～19:00	9:00～17:00		
204	酒 折 支 店	〒400-0805 甲府市酒折2-11-24	055-235-6202	8:30～19:00	9:00～17:00		
205	西 支 店	〒400-0034 甲府市宝1-11-22	055-226-5111	8:30～19:00	9:00～17:00		
206	田 富 支 店	〒409-3843 中央市西花輪4588	055-273-2508	8:30～19:00	9:00～17:00		
208	南 口 支 店	〒400-0862 甲府市朝氣3-20-16	055-233-0205	8:30～19:00	9:00～17:00		
210	城 南 支 店	〒400-0845 甲府市上今井町220-1	055-241-4111	8:30～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00	
213	湯 村 支 店	〒400-0073 甲府市湯村3-1-31	055-253-2411	8:30～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00	
215	石 和 支 店	〒406-0031 笛吹市石和町市部1075	055-262-3635	8:30～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00	
217	御 坂 支 店	〒406-0805 笛吹市御坂町栗合94-1	055-263-0131	8:30～19:00	9:00～17:00		
218	中 道 町 支 店	〒400-1501 甲府市上曾根町3008-1	055-266-3053	8:30～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00	
219	南 西 支 店	〒400-0046 甲府市下石田2-11-5	055-228-7020	8:30～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00	
223	後 屋 支 店	〒400-0045 甲府市後屋町500-2	055-243-3010	8:30～19:00	9:00～17:00		
224	塩 山 支 店	〒404-0043 甲州市塩山下於曽542	0553-32-3223	8:30～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00	
225	勝 沼 支 店	〒409-1316 甲州市勝沼町勝沼3085	0553-44-1221	8:30～19:00	9:00～17:00		
226	牧 丘 支 店	〒404-0013 山梨市牧丘町窪平61	0553-35-3178	8:30～19:00	9:00～17:00		
227	山 梨 支 店	〒405-0006 山梨市小原西91-1	0553-22-1221	8:30～19:00	9:00～17:00		
301	韮 崎 支 店	〒407-0024 韮崎市本町1-4-21	0551-22-2131	8:30～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00	
302	須 玉 支 店	〒408-0112 北杜市須玉町若神子2300-4	0551-42-3311	8:30～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00	
303	武 川 支 店	〒408-0302 北杜市武川町牧原1450-2	0551-26-3311	8:30～19:00	9:00～17:00		
304	双 葉 支 店	〒400-0105 甲斐市下今井88-18	0551-28-2311	8:30～19:00	9:00～17:00		
308	長 坂 支 店	〒408-0021 北杜市長坂町長坂上条2502-1	0551-32-2551	8:30～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00	
311	川 上 支 店	〒384-1407 長野県南佐久郡川上村大字御所平1409-5	0267-97-2131	8:30～19:00	9:00～17:00		
312	大 泉 支 店	〒409-1501 北杜市大泉町西井出3380-1	0551-38-0311	8:30～19:00	9:00～17:00		
313	竜 南 支 店	〒400-0114 甲斐市万才330-1	055-276-8131	8:30～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00	
314	櫛 形 支 店	〒400-0305 南アルプス市十五所745-1	055-282-1131	8:30～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00	
315	敷 島 支 店	〒400-0124 甲斐市中下条1582-2	055-277-2510	8:30～19:00	9:00～17:00		
316	御 勅 使 支 店	〒400-0206 南アルプス市六科1433-22	055-285-0714	8:30～19:00	9:00～17:00		
317	昭 和 支 店	〒409-3863 中巨摩郡昭和町河東中島298	055-275-2919	8:30～19:00	9:00～17:00		
318	白 根 支 店	〒400-0222 南アルプス市飯野3439-2	055-283-4331	8:30～19:00	9:00～17:00		
320	竜 王 支 店	〒400-0115 甲斐市篠原2666-1	055-279-3111	8:30～19:00	9:00～17:00		
501	鰍 沢 支 店	〒400-0601 南巨摩郡富士川町鰍沢1641-2	0556-22-4511	8:30～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00
502	市 川 支 店	〒409-3601 西八代郡市川三郷町市川大門1324-1	055-272-1654	8:30～19:00	9:00～17:00		
504	身 延 支 店	〒409-2412 南巨摩郡身延町角打3065	0556-62-1125	8:30～19:00	9:00～17:00		
507	中 富 支 店	〒409-3423 南巨摩郡身延町飯富1917	0556-42-4455	8:30～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00	

各開示項目は、下記のページに記載しております。

なお、*印は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」で規定されております法定開示項目です。

◎印は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」で規定されております法定開示項目です。

ごあいさつ	1	【貸出金に関する指標】	20
経営理念・経営方針	1	貸出金種類別平均残高 *	20
【概況・組織】		担保種類別貸出金残高及び債務保証見返り額 *	20
当組合の概要	1	貸出金利区分別残高 *	20
事業の組織（組織図）*	6	貸出金使途別残高 *	20
役員一覧（理事及び監事の氏名役職名）*	6	貸出金業種別残高・構成比 *	21
沿革	6	預貸率（期末・期中平均）*	19
営業地区のご案内	29	消費者ローン・住宅ローン残高	21
店舗一覧（事務所の名称・所在地）*	29	代理貸付残高の内訳	21
組合員数	18	職員1人当たり貸出金残高	19
子会社の状況	21	1店舗当たり貸出金残高	19
総代会について	9		
報酬体系について	10		
【主要事業内容】			
主要な事業の内容 *	10	【有価証券に関する指標】	
信用組合の代理業者 *	取扱いなし	商品有価証券の種類別平均残高 *	なし
【業務に関する事項】		有価証券の種類別平均残高 *	20
事業の概況 *	11	有価証券種類別残存期間別残高 *	20
経常収益 *	18	預証率（期末・期中平均）*	19
業務純益	17		
経常利益（損失）*	18		
当期純利益（損失）*	18		
出資総額、出資総口数 *	18		
純資産額 *	18		
総資産額 *	18		
預金積金残高 *	18		
貸出金残高 *	18		
有価証券残高 *	18		
単体自己資本比率 *	18		
出資配当金 *	18		
職員数 *	18		
【主要業務に関する指標】			
業務粗利益及び業務粗利益率 *	17	【経営管理体制に関する事項】	
資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支 *	17	法令遵守の体制 *	7
資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、総資金利鞘 *	18	適切な事務処理の実践について	7
受取利息、支払利息の増減 *	18	リスク管理の体制 *	7・23~24
役務取引の状況	18	顧客保護等管理態勢	8
その他業務収益の内訳	19	苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 *	8
経費の内訳	17		
総資産経常利益率 *	18		
総資産当期純利益率 *	18		
【預金に関する指標】			
預金種別平均残高 *	19	【財産の状況】	
預金者別預金残高	19	貸借対照表、損益計算書、	
財形貯蓄残高	19	剰余金処分（損失金処理）計算書 *	12~15
職員1人当たり預金残高	19	リスク管理債権及び同債権に対する保全額 *	22
1店舗当たり預金残高	19	金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額 ◎	22
決済用預金残高	19	自己資本の充実の状況 *	
定期預金種類別残高 *	19	(定性的な開示事項) 23~24 (定量的な開示事項) 25~28	

用語の解説

用語	解説
信用リスク	取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を受けるリスクのことです。
市場リスク	金利・為替・株式などの相場が変動することにより、金融商品の時価が変動し、損失を受けるリスクのことです。
金利リスク	市場における一般的な金利水準の変動に伴って当該金融資産の価値が変動するリスクのことです。
オペレーション・リスク	信用組合の業務上において、不適切な処理等で生じる事象により損失を受けるリスクのことです。具体的には、不適切な事務処理により生じる事務リスク、システム・リスク、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスク、その他人材の流出や事故などにより人材を逸失する人的リスクなどが含まれます。
ALM	ALM (Asset Liability Management) は、資産・負債の総合管理といい、主に金融機関において活用されているバランスシートのリスク管理方法のことです。
リスク・アセット	リスクを有する資産（貸出金や有価証券など）に対し、リスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額のことです。
リスク・ウェイト	債権の危険度を表す指標のことであり、自己資本比率規制においてリスク・アセットを算出する際に、保有資産ごとに分類して用いる率のことで、率が高いものほどリスクが高いことを意味します。
エクスポージャー	リスクにさらされている資産のことを指しており、具体的には、貸出金、外国為替取引、デリバティブ取引などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当します。



山梨県民信用組合

本部 〒400-8691 山梨県甲府市相生一丁目 2 番 34 号
TEL (055) 228-5151 (代表) FAX (055) 228-5106
<http://www.yamanashikenmin.shinkumi.jp>



私たち
献血推進キャンペーンを
応援しています。